

Ⅲ 富士見市 審議会等の設置運営に 関する指針解説

【更新履歴】

- 平成 18 年 4 月 1 日 第 1 版発行
平成 19 年 4 月 1 日 第 2 版発行 組織改正による一部改正
平成 21 年 3 月 第 3 版発行
平成 23 年 4 月 1 日 第 4 版発行 組織改正による一部改正

Ⅲ 富士見市審議会等の設置運営に関する指針解説

第1 趣旨

この指針は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類似する検討会議等をいう。）の設置運営について、法令に特別な定めがある場合を除き、準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

第2 附属機関に類似する検討会議等の基本的な考え方

法令又は条例によらず、市の要綱、要領、個別の決裁等により設置される検討会議等は、次の各号に掲げることについて、「附属機関」との性質の違いを明らかにすること。

- (1) 検討会議、懇話会、懇談会等の名称を用いてその性格を明らかにすること。
- (2) 「審議する」、「答申する」等附属機関と紛らわしい所掌事務を付与してはならない。
- (3) 聴取した意見等については、答申、建議等附属機関の審議結果と受け取られるような呼称を付さないものとする。

第3 審議会等の設置期限

審議会等を設置するときは、その根拠となる条例等において設置期限を明示するものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

● 審議等の内容から恒常的に開催する合理的な理由がない限り、設置期限を明示するものとします。臨時的かつ比較的短期なものについて、条例等において明確にすることを規定するものです。

第4 審議会等の見直し

既に設置されている審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 目的が既に達成されているもの。
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの。
- (3) 設置目的及び所掌事務が類似又は重複しており、行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの。

●審議会等の統廃合の考え方を示したものです。

既に設置されている審議会等が設置目的を達成しているものや社会経済状況の変化や施策の安定化などにより、特に審議会等による調査や検討が不要であるものは廃止することとします。

また、審議会等の設置目的及び、審議事項が類似しており、統合しても支障がないと考えられるもの、又は、近年の活動状況が不活発となっている等の理由から、独立した審議会等として設置しなくても類似の審議会等に統合して、その専門部会あるいは分科会的な位置付けとした運営がより効果的と考えられるものなどは、統合を検討するものとします。

毎年10月1日現在の審議会等の設置状況調査を実施する際に、休止等の状況についても確認しています。

第5 委員数の適正化

審議会等の委員の数は、議論を行うのに適した人数とする。

●審議会等の基本的な役割は、諮問事項に関する調査、審議、意見交換や提言を得るものであるため、委員数の適正化について規定したものです。

委員定数については、審議会等の機能や役割、所掌事務の違いなどから、一律に定めることは難しいため、効果的な審議や検討を行うために適正な委員数としました。

条例等により定められている定数と実委員数とが乖離している場合などは、状況を精査し、適正な定数とする必要があります。

第6 委員の在任期間

委員の在任期間は、再任等を通算して概ね10年を超えないものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

●委員の長期在任の抑制を図るため規定したものです。各審議会等の任期については、2年又は3年のものが多く、また、再任を妨げないことを規定しているものも多いことから、幅広い市民の選任を行うために規定したものです。

ただし、法令等により委員の資格が定められている場合や、専門分野の学識経験者を委員に選任していて、他に適任者がいない場合等、特別な理由がある場合には、10年を超える在任期間の委員に選任してもよいこととします。

第7 委員の兼職数

同一人の委員の兼職数は3機関を超えないよう努めることとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

●幅広く市民を選任する観点から委員の多数兼職の抑制を図るため規定したものです。

委員の構成が一つの団体に偏らないようにすることや関係団体からの推薦にあたっては、事前に当該団体と調整し、会長職等の特定の役員でない方の推薦を得ることも考えられます。

公募による委員の選出にあたっては、委員の選出にあたっては、第10で定めるとおり兼職の状況を確認することが必要となります。

第8 幅広い層からの選任

委員は、幅広い年齢層及び職種からの選任に努めるものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

- 2 委員は、公募による選任に努めるものとする。
- 3 公募の基準については、別表1のとおりとする。

●幅広い年齢層からの選任とは、10歳ごとの年代が3つ以上含まれること（例：30歳代から1人、40歳代から1人、50歳代から1人、等）を意味します。

第9 委員の選考に関する配慮

審議会等における委員の男女比率については、富士見市男女共同参画プラン（第3次）に基づき一方の性が60%を超えない範囲を目標に、女性委員の割合が40%以上になるよう努めるものとする。

第10 審議会等の設置・廃止又は委員の選任の手続等

審議会等の事務局を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、審議会等の設置・廃止を行うときは、別に定める様式により、自治振興部協働推進課長に協議報告しなければならない。

- 2 所管課長は、委員を選任しようとする者の兼職等の状況を協働推進課長に確認するものとする。
- 3 所管課長は、委員を選任したときは、速やかに協働推進課長に報告しなければならない。
- 4 協働推進課長は、必要に応じて審議会等の運営状況について所管課長に報告を求めることができる。

第11 適用期日

この指針は、~~平成23年4月1日~~令和○年○月○日から適用する。

別表 1

審議会等の委員の公募に関する基準

1 公募方法

審議会等の委員の公募は、募集記事を富士見市市民参加手続規則（平成16年規則第11号）第3条に定める方法により行い、掲載する事項は、概ね次の事項とする。

- (1) 募集の趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 応募方法
- (6) 概ねの開催日程（年間開催回数、開催曜日（平日や休日の別、日中や夜間の別））
- (7) 概ねの開催場所
- (8) 報酬
- ~~(7)(9)~~ 問合せ先

2 応募方法

公募による審議会等委員の応募方法は、住所、氏名等及び応募の動機を記入のうえ、次の方法により提出するものとする。

- (1) 実施機関の指定する場所への書面の持参又は郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 市のホームページ

3 選考基準

公募委員の選任に際しての基準は下記のとおりとする。

- (1) 応募の動機が審議会等の設置目的にふさわしいと思われる者であること。
- (2) 居住地域、年齢構成、性別等に偏りのないよう配慮すること。
- (3) 審議会等の開催日程に概ね参加できる者であること。

4 選任の決定通知

公募による審議会等委員の決定結果は、応募者全員に通知する。